

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱  
の一部を改正する告示

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
<p>（補助事業の名称等）</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1)から(12)まで 略</p> <p><b>(13) <u>新型コロナウイルス感染症対策支援事業</u></b></p>				<p>（補助事業の名称等）</p> <p>第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び交付基準額は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1)から(12)まで 略</p> <p><b>(13) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止を図る事業</u></b></p>			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分	範囲	交付基準額	摘要	区分	範囲	交付基準額	摘要
1の項から11の項まで	略	略	略	1の項から11の項まで	略	略	略

<p>12 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）</p>	<p>(1)</p>	<p>(1) <u>1施設当たり750,000円を限度とする。</u></p>	<p>略</p>
<p>12 保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）</p>			<p>略</p>

<p style="text-align: center;"><u>入</u> <u>に</u> <u>要</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>経</u> <u>費</u></p> <p>(2)</p> <p>通訳又は翻訳のための機器を新たに購入し</p>	<p>(2) 1施設当たり 112,000円 を限度とする。</p>		<p>通訳又は翻訳のための機器を新たに購入し、及び</p>	<p>1施設当たり 112,000円を限度 とする。</p>	
---	--	--	-------------------------------	--	--

	、及び使用するために要する経費			使用するために要する経費			
13	略	(1) 安全対策事業（認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）別添5保育環境改善等事業実施要綱に規定する安全対策事業をいう。）	(1) <u>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅</u>	13	略	(1) 安全対策事業（認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号）別添5保育環境改善等事業実施要綱に規定する安全対策事業をいう。） <u>1施設当た</u>	(1) <u>需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）、役務費、委託</u>
新型 コロ ナウ イル ス感 染症 対				新型 コロ ナウ イル ス感 染症 の			

策  
支  
援  
事  
業

定員	1 施設 当 たり の 年 額
19 人 以 下	300,000 円
20 人 以 上	400,000 円
59 人 以 下	
60 人 以 上	500,000 円

(2) 延長保育事  
業

費、  
謝  
金、  
会 議  
費、  
役 務  
費、  
使 用  
料 及  
び 賃  
借 料、  
委 託  
料、  
需 用  
費、  
備 品  
購 入  
費 並  
び に  
負 担  
金 に  
限  
る。

(2) 次  
に 掲  
げ る  
経 費  
に 限

感  
染  
拡  
大  
防  
止  
を  
図  
る  
事  
業

り 500,000円  
を 限 度 と す  
る。

(2) 延長保育事  
業  
1 施設 当 た  
り 500,000 円  
を 限 度 と す

料、  
使 用  
料 及  
び 賃  
借 料  
(リ  
ー ス  
料 に  
限  
る。) 並  
び に 備  
品 購  
入 費  
に 限  
る。

(2) 対  
象 経  
費  
は、  
範 囲

定員	1施設 当たり の年額
19人以下	150,000円
20人以上 59人以下	200,000円
60人以上	250,000円

る。

ア 研修費、職員に対する手当その他の職員が新型コロナウイルス

る。

の欄に掲げる経費（飲食費を除く。）

ナ  
ウ  
イ  
ル  
ス  
感  
染  
症  
対  
策  
の  
徹  
底  
を  
図  
り  
な  
が  
ら  
事  
業  
を  
継  
続  
的  
に  
実  
施  
す  
る

た  
め  
に  
必  
要  
な  
経  
費

イ

子  
ど  
も  
用  
マ  
ス  
ク  
、  
消  
毒  
液  
等  
の  
購  
入  
、  
事  
業  
所  
等  
の



消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大

防  
止  
を  
図  
る  
た  
め  
に  
必  
要  
な  
経  
費

(3) <u>新型コロナウイルス</u>	(3) <u>対</u>
<u>ウイルスの感</u>	<u>象 経</u>
<u>染拡大防止対</u>	<u>費</u>
<u>策事業（新型</u>	<u>は、</u>
<u>コロナウイル</u>	<u>範 囲</u>
<u>ス感染症緊急</u>	<u>の 欄</u>
<u>包括支援事業</u>	<u>に 掲</u>
<u>（児童福祉施</u>	<u>げ る</u>
<u>設等分）の実</u>	<u>経 費</u>
<u>施について</u>	
<u>（令和2年6</u>	
<u>月19日子発</u>	
<u>0619第1号）</u>	
<u>別紙新型コロ</u>	
<u>ナウイルス感</u>	
<u>染症緊急包括</u>	
<u>支援事業（児</u>	

童福祉施設等  
分) 実施要綱  
に規定する新  
型コロナウイ  
ルスの感染拡  
大防止対策事  
業をいう。)

ア 保育所等  
1施設当  
たり  
500,000円  
を限度とす  
る。

ア 補助対象施設は、保育所、幼保連携型認定こども園

も園及び小規模保育事業所とする。

イ (2) の対象経費となつた経

イ 延長保育事業  
1施設当たり  
500,000円  
を限度とする。

						費を 除く。 。
				(4) 子育て世帯 への給食費支 援事業 1施設当た り 月 額 300,000円を 限度とする。	(4) 市 内に 住所 を有 する 児童 の保 護者 に対 し、 当該 保護 者が 負担 した 当該 児童 に係 る給 食費 (食 材料 費に 係る	



	子育て世帯への給食費支援事業						
--	----------------	--	--	--	--	--	--

」を

「

保育所等業務効率化推進事業	システムの導入								
	通訳又は翻訳機器の購入								
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	安全対策事業								
	延長保育事業								

」に

改める。

様式第10号及び様式第11号中

「

保育所等業務効率化推進事業									
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	安全対策事業								
	延長保育事業								
	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業（保育所等分）								
	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業（延長保育事業分）								
	子育て世帯への給食費支援事業								

」を



「

保育所等業務効率化推進事業	システムの導入								
	通訳又は翻訳機器の購入								
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	安全対策事業								
	延長保育事業								

」に

改める。

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。